

政務活動費の収支報告書等の提出期限について

	収支報告書、 会計帳簿及び 証拠書類等の写しの 提出期限	政務活動費の 返還期限 (残余がある場合)
平成30年度分	4月26日(金)	5月31日(金)
平成31年 4月分	6月28日(金)	7月16日(火)